

# ドイツにおける会計基準の国際的調和化に関する最近の議論について

倉田 幸路

- I はじめに
- II ドイツ会計基準と英米系の会計基準との相違
- III EGフォーラムによるEUにおける会計基準の調和化の展開
- IV ドイツにおける今後の展開方向に関する議論
- V ドイツ国際企業における国際会計基準によるディスクロージャーの動向
- VI おわりに

## I はじめに

近年、ますます会計基準の国際的調和化に関する議論が行われている。すでに多くの論文において議論されているように、会計基準の国際的調和は、特に国際的に活動し、資金調達を行っている企業（Global Player）にとってメリットがあると考えられる。しかし、各国の会計基準は英米系諸国の会計基準（アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア等）とヨーロッパ大陸系諸国の会計基準（ドイツ、フランス、日本等）とでは大きく異なっている。これは各国の経済的、法律的、文化的な環境条件の相違により、各国で会計基準が異なる必然性があったと考えられる。これまでの上記各国の経済的發展状況をみれば、各国の会計基準による利害の調整は格別問題があったとは思われない。したがって、各国の（特にヨーロッパ大陸系諸国の会計基準の特徴を持つ国々）の会計基準設定責任者（機関）は、これまで積極的に他の諸国の会計基準を取り入れようとはしてこなかったと考えられる。

しかし、各国の職業会計士団体が中心となり国際会計基準委員会（IASB）が結成され、国際会計基準（IAS）の公表をとおして各国の会計基準の国際的調和に向けて努力されてきている。特に、証券監督者国際機構（IOSCO）が1987年に「財務諸表の比較可能性」プロジェクトの公開草案（E32）起草委員会にオブザーバーとして参加し、さらに同年6月に諮問グループに加わって以来一躍世界中の注目を集めるようになった。さらに、IASBはIOS

COに積極的な承認を求めることにより、もしうまくいけば、IASが公的な支持を受けるという期待が高まった。しかし、IOSCOは1993年の作業計画において、①個々の国際的な基準について検討しコメントすることを継続する、②作業部会により検討される基準を明らかにする、③最終化される個々の基準に関する作業部会の見解をIASCに伝える、④包括的な基準の体系をIASCが完成した際には、その基準の多国間公募での使用に関する作業部会の勧告を専門委員会に伝える、という4点を確認している<sup>1)</sup>。

そして、これに基づき1994年にIASC議長に2つの書簡(コア・スタンダード関係の書簡と「比較可能性」プロジェクト関係の書簡)を出している。その中で、IASCが検討しない限りIOSCOはそのIASを受け入れることができないとする改訂必須項目として、コア・スタンダード関係の書簡において14の基準のうち8つの基準(1号「会計方針の開示」、5号「財務諸表に開示すべき情報」、10号「偶発事象及び後発事象」、12号「法人税等の会計」、13号「流動資産及び流動負債の表示」、14号「セグメント別財務情報の報告」、17号「リースの会計処理」、25号「投資の会計処理」)を挙げ、また「比較可能性」プロジェクト関係の書簡において、10の基準のうち2つの基準(9号「研究及び開発費」と19号「退職給付コスト」)を挙げている。

IOSCOの基本的立場は、まず第一に、IASの基準について、「IOSCOが多国間公募等の際に使用するものとして受け入れるIASは、強制適用されるものではなく、企業が各受入れ国の国内会計基準と選択的に使用できる会計基準である<sup>2)</sup>」と考えていること、また第二に、「あるIASが受入れ可能と判断されても、IOSCOによる承認はコア・スタンダードのすべてについて受入れ可能と判断される会計基準がそろわないと行われ<sup>3)</sup>」としていることである。すなわち、あくまでも会計基準設定の権限は各国の規制当局にあり、IOSCOは助言をするだけで、IASは強制適用されるものではないこと、また受入れ可能とされる会計基準がすべてそろうまではIOSCOによる承認は行われ<sup>4)</sup>ないことである。結果として、24の基準のうち10の基準を改訂必須項目としていることから、IASをIOSCOが承認するのはかなり先になるものと思われる<sup>4)</sup>。

しかし、国際的に活動する企業にとって、国際市場での資本調達を可能にするため、IASに準拠した連結決算書を開示する企業が増えている。特に日本と同様に商法の会計規定を中心とした、ヨーロッパ大陸系の会計基準を自国基準として持つドイツ企業による積極的開示の方向がみられる。たとえば、1995年5月30日付けの『日経金融新聞』によると、「94年度決算か

1) 古川 [1995] 59ページ参照。

2) 古川 [1995] 60ページ。

3) 古川 [1995] 60ページ。

4) このようなIOSCOの立場に対して、1995年6月までIASC議長であった白鳥栄一教授は、1994年10月に東京で開催されたIOSCO第19回年次総会のパネルディスカッション(No.1)「多国間証券公募の効率性：会計基準の国際的調和を如何に図っていくべきか」において反論している。(豊田 [1995] 24-25ページ参照)

ら I A S へ移行したドイツ企業は、化学メーカーのバイエルのほか医薬品メーカーのシェーリングなど。化学メーカーのヘキストや B A S F も、移行する方向で準備を進めている模様だ。I A S を満たして経営内容をガラス張りにすれば世界最大の資本市場を抱える米国での株式市場が視野にはいる。……民営化に向けて来年にも世界の主要市場で株式を売り出す計画のドイツテレコムも、I A S の導入を検討課題にしている」と述べている。上記の記事では触れていないが、後でみるように、バイエルやシェーリングが I A S を採用したのは連結決算書であり、ドイツの国際的に活動する大企業も連結決算書において I A S 基準に準拠して作成する傾向がわかる。

また、ドイツにおける会計基準の国際的調和に関する関心の高まりとともに、近年非常に多くの著書が出版されている<sup>5)</sup>。このような状況のなかで、本稿ではドイツにおける会計基準の国際的調和化の問題を拙稿「ドイツにおける会計基準の国際的調和化について」<sup>6)</sup>に引き続き検討することにした。本稿では特に、ドイツにおける会計基準の I A S C フレームワークとの相違、E G フォーラムによる E U における調和化の展開、ドイツにおける今後の展開方向に関する議論、ドイツ企業の動向を中心に考察することにした。

## II ドイツ会計基準と英米系の会計基準との相違

すでに前稿(倉田 [1994])において、キューティンク [1993] に基づきドイツと英米系諸国との相違について、包括的に枠組みの相違と個別決算書の相違について考察し、ピーナー [1993] により、差し迫った問題点を取り上げた。そこでは、基本的枠組みの相違として、立法者による法規定を中心とした会計規制、基準性原則、債権者保護や分配可能利益の計算を中心とした会計目的等が挙げられ、また、具体的な基準の相違として、金融商品の時価評価の問題、工事進行基準の採用の問題等があることが明らかとなった。

本稿では、I A S C のドイツ代表であるクリーケンパー (Kleekämper, Heinz) の「I A

5) たとえば、引用参考文献以外に最近出版された著書の一例を挙げるとつぎのとおりである。

Haller, Axel; *Grundlagen der externen Rechnungslegung in den USA unter besonderer Berücksichtigung der rechtlichen, institutionellen und theoretischen Rahmenbedingungen*. Schäffer-Poeschel, BRD, 1994.

Horst, Gräfer & Demming, C (hrsg.); *Internationale Rechnungslegung*. Schäffer-Poeschel, BRD, 1994.

Kieninger, Michael; *Gestaltung internationaler Berichtssysteme*. Verlag Fahlen, München, 1993.

Krisement, Vera Marcelle; *Ansaetze zur Messung des Harmonisierungs- und Standardisierungsgrades der externen Rechnungslegung*. Lang, SWL, 1994.

Kütting, Karlheinz & Weber, C.-P; *Internationale Bilanzierung: Rechnungslegung in den USA, Japan und Europe*. NWB, BRD, 1994.

6) 倉田 [1994] 参照。

SC—SECのトロイの木馬か?」〔1995〕と題する論文における議論にもとづいて、IASCフレームワークとの相違を検討し、クレーバー (Kleber, Herbert) 〔1994〕におけるドイツにおいて受入れられないアメリカ財務諸表作成概念についてみることにしたい。

はじめに、クレーンバーの議論からみると、現状について、「国際的な専門紙において、嘲笑的に秘密積立金の設定や取り崩しの可能性、多数の貸借対照表作成選択権と評価選択権、逆基準性による税法の影響が指摘されている。他方、ドイツの経済や学界によるコメントは、英米的会計原則の影響がますます大きくなることを警告している。」<sup>7)</sup>と認識した後で、IASCの概念フレームワークアプローチについて、「まずはじめに、定義、概念内容、重点は、英米的な、より正確にはアメリカ的な会計システムに密接に準拠していることは明らかである。フレームワークや基準における簡潔な表現の結果として、IASC概念の因果関係についての深い理解はまず、英米的な会計哲学のアメリカ的特徴の研究により可能となる。」<sup>8)</sup>と述べて、密接にアメリカ会計の哲学と結びついていることを指摘している。

そして、このような概念枠組みは、ドイツの財務諸表作成規定とつぎの二つの点で異なっているとみている<sup>9)</sup>。

① 慎重性原則の低い地位

② Vermögensgegenstand と Assets, Schulden と Liabilities の異なる概念内容

すなわち、IASCでは継続企業と発生主義を上位の概念においているため、慎重性の判断は資産や負債の概念定義をした後での借方や貸方の見積りや評価についての狭い要請に限られてしまう。したがって、「IASC概念において、慎重性原則は、発生主義の思考の背後に後退する。この関係において、発生主義の部分構成要素としての実現原則は、実現収益だけでなく、実現可能収益も含む。……これに対して、対応原則、すなわち、費用をその取引の収益が認識される期間に配分することは、費用に影響を及ぼす。このことは、費用は場合によっては対応する収益が実現するまで資産計上されることを前提としている。」<sup>10)</sup>と述べているように、実現概念、繰延費用の資産計上の問題等を挙げている。すなわち、概念フレームワークの大きな相違は慎重性原則の取り扱いにあり、このことにより、具体的には Vermögensgegenstand と Assets, Schulden と Liabilities という通常資産、負債を指す言葉としてドイツとアメリカで使われている用語の概念内容が異なっている点を指摘している。また、「われわれの場合と同様に、貸借対照表借方の過大計上と貸借対照表貸方の過小計上は排除されなければならない。しかし、秘密積立金の意図的な設定は投資者の情報ニーズに矛盾する。利益実現や貸借対照表借方計上可能性への要請と結びついた、慎重性原則の重点が異なる理由は、会計哲学に対

7) クレーンバー 〔1995〕 S. 209.

8) クレーンバー 〔1995〕 S. 214.

9) クレーンバー 〔1995〕 S. 214.

10) クレーンバー 〔1995〕 S. 214.

する目標の対立，すなわち，債権者保護対投資者の利害，分配や課税のための支払測定機能対意思決定に適切な情報という対立がその基礎にある。」<sup>11)</sup> というように，この基礎には会計哲学の相違があると述べている。

つぎにクレーバーは，これまでみてきたようなドイツ会計とアメリカ的／国際的会計との会計目的の相違やアメリカ的／国際的会計をドイツ会計に適用する可能性を検討した後で，受け入れられないアメリカ財務諸表作成概念としてつぎの点を挙げている<sup>12)</sup>。

固定資産	建設時の利息の資産計上義務
	ファイナンスリースの資産計上基準
	「将来の経済的利用」の資産計上基準
外貨項目	相場変動時の利益実現
繰延税金	資産計上基準（損失金額，永続的相違）
未完成の給付	工事の進行に応じた利益の実現
流動資産としての有価証券	ポートフォリオ内での未実現利益／損失の相殺

いくつかの項目についてみると，まず建設時の利息の資産計上義務について，「建設時の利息の資産計上は，経営経済上の考慮からも支持されない。会計における利子問題の考える新たな規則から離れて，このような独立した規定はほとんど意味がない。」<sup>13)</sup>と述べて，経営経済的観点から批判し，また外貨項目について，「外貨項目の評価に際して，相場変動時に利益が実現するという議論は説得力がない。なぜなら，このことは信用リスクから離れてみることはできない。」<sup>14)</sup>と述べて信用リスクの評価の観点から批判している。さらに未完成の給付（長期請負工事）について，「長期請負工事に際し，区分して計算される部分についてドイツにおいても部分的利益実現は行われている。工事進行基準（Percentage-of-Completion Methode）という意味での一般的規則はリスク評価の主観的要素を考慮しても否定される。」<sup>15)</sup>と述べて，工事進行基準の採用はできないとしている。このようなことから，「ここでは，接近する可能性もみられないし，現在の年度決算書の承認のために必要であるとも思っていない。」<sup>16)</sup>と述べているように，これらの点ではアメリカの基準に近づく可能性もないし，その必要もないとみている。

このようにみえてくると，ドイツの会計基準と英米系の会計基準との相違は，基本目的から，ドイツが債権者保護や分配可能利益の算定を重視するのに対し，英米系の会計基準は投資者の利害や意思決定に有用な情報提供を重視するという点で異なっており，この基本目的の相違は，

11) クリーケンパー [1995] S. 215.

12) クレーバー [1994] S. 87.

13) クレーバー [1994] S. 87.

14) クレーバー [1994] S. 87.

15) クレーバー [1994] S. 88.

16) クレーバー [1994] S. 87.

慎重性原則のフレームワーク上の地位の相違として表れ、具体的には大きく分けて、利益の実現の問題（金融資産の時価評価、長期請負工事の工事進行基準の採用、外貨項目の為替相場変動時の損益算入等）と対応原則による費用の資産計上の問題（開発費の資産計上、自己創設無形資産の資産計上、他人資本利子の資産計上等）が挙げられると思われる。また、これまでの国による環境条件の相違<sup>17)</sup>として、基準性の原則（逆基準性の原則）の問題<sup>18)</sup>や真実かつ公正な写像概念についての理解が挙げられるであろう。

### III E GフォーラムによるEUにおける会計基準の調和化の展開

倉田〔1994〕では、第4号EG指令と第7号EG指令を中心にEUにおける会計基準の調和化の展開がドイツの会計基準に及ぼした影響について検討し、EGフォーラム（会計勧告フォーラム：Accounting Advisory Forums）の組織と課題についてもみてきた。本節では、オーデルハイデ（Ordeltjeide, Dieter）〔1994〕にもとづき、EUにおけるその後の展開とEGフォーラムの活動について検討することにした。

はじめに、EUにおけるEG財務諸表指令による展開について、つぎの表1のようにまとめている<sup>19)</sup>。

表1 これまでのEG財務諸表指令の展開

指 令	年度	対 象
第4号EG指令	1978	個別決算書
第7号EG指令	1983	連結決算書
銀行財務諸表指令	1986	銀行の個別決算書と連結決算書
銀行経営所在地指令	1989	他のEU諸国に銀行の本社がある銀行経営所在地での公表
第11号EG指令	1989	他のEU諸国に本社がある特定の企業の経営所在地での公表
中規模企業指令	1990	小規模及び中規模企業のための第4号と第7号EG指令の軽減措置
有限会社指令	1990	第4号と第7号EG指令の有限責任の個人企業への拡張
保険会社財務諸表指令	1991	保険会社の個別決算書と連結決算書
新展開	1994	連絡委員会から国内の基準設定者の見解へ向けた会計勧告フォーラムの見解
金融コングロマリットのための指令	1994	F E Eによる予備草案

17) この点についてはオッテ〔1990〕S. 513ff. 参照。また、これを紹介した倉田〔1994〕72-75ページ参照。

18) 倉田〔1994〕およびそこで引用・参照されている論文参照。

19) オーデルハイデ〔1994〕S. 15.

第7号E G指令以降の指令について、つぎの2つの傾向が区別できる<sup>20)</sup>。

- ① これまで把握されてこなかった領域や企業へのヨーロッパ財務諸表法の拡張
- ② これまですでに把握されてきた企業グループについてすでに存在している財務諸表法再展開の試み

この①の傾向に入るものは、銀行財務諸表指令、銀行経営所在地指令、有限会社指令、保険会社財務諸表指令、金融コングロマリットのための指令が挙げられる。また②の傾向は、国内の基準設定者が展開を止めておことする希望により、これまであまり明確に形成されてこなかった。これには、たとえば中規模企業指令や、会計問題についてのE G委員会の諮問団体であるE Gフォーラムの調整などが挙げられる<sup>21)</sup>。現在の会計の問題が最も特徴的に表れる一般の大規模企業の企業会計を考えると、①の指令や中規模企業指令はこれまであまり取上げられてこなかった。したがって、直接法的規範ではないが、新しい会計問題を取り扱っているE Gフォーラムの動向についてみることにしたい。

このE GフォーラムはE G委員会の諮問委員会であるため、「フォーラムの見解は、委員会の明示(Bekundung)であり、法的拘束力のある規範ではなく、むしろ承認されていない勧告(unsanktionierte Empfehlung)」<sup>22)</sup>であるが、各専門家が国家を代表しない自由な立場で議論し、意見の公表をしている点で、今後の展開方向を探る上で興味深い。このE Gフォーラムの審議事項はつぎのとおりである<sup>23)</sup>。

- 1) 税法上の補助金の表示(1992年2月成立した見解)
- 2) 外貨項目の換算(1993年11月成立した見解)
- 3) 会計上のリース取引の取り扱い(1993年11月成立した見解)
- 4) 年度決算書の補完としてのキャッシュフロー計算書(1994年5月草案)
- 5) 環境会計(1994年5月草案)
- 6) 財務諸表作成及び利益計算の際の慎重性原則対発生原則(準備委員会任命)
- 7) I A S C見解の実際の草案の協議(準備委員会任命)

上記1) 2) 3) の三つは成立した見解であり、4) 5) は草案という形で報告され、6) 7) は準備委員会が任命された段階である。これらの項目をみてわかるとおり、第4号E G指令、第7号E G指令により調和化が進められた後の重要な検討課題である。特に、まだ準備委員会が任命されたばかりであるが、6) の慎重性原則対発生主義原則と7) のI A S C見解の

---

20) オーデルハイデ [1994] S. 14.

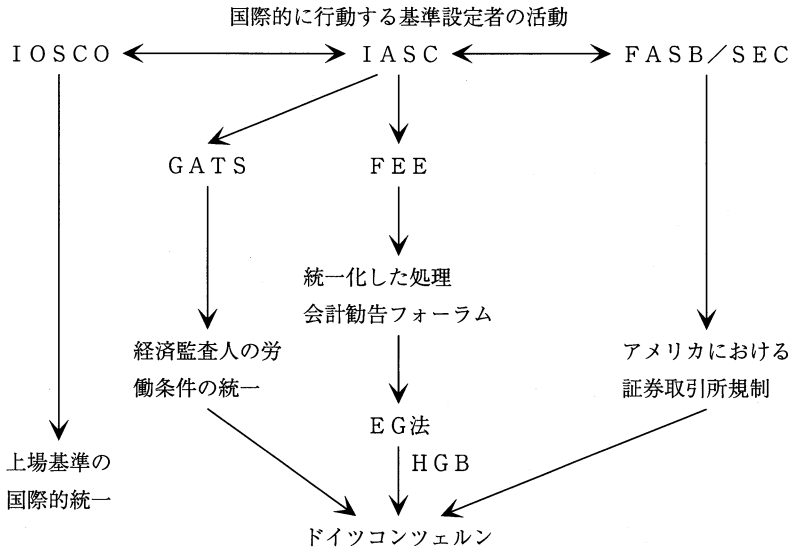
21) Vgl. オーデルハイデ [1994] S. 15f.

22) オーデルハイデ [1994] S. 16.

また、E Gフォーラムについては、プローブスト [1992] S. 434 f. およびこれを紹介した倉田 [1994] 75-76ページ参照。

23) オーデルハイデ [1994] S. 18.

図1 国際的基準設定者による財務諸表指令の相対化



実際の草案の協議は、第Ⅱ節でみたように、現在の会計基準の国際的調和化を考える上で重要なものであると思われる。

しかし、単なる個人的資格で参加する法的拘束力のない諮問委員会とはいえ、上記7)にみられるようなIASCの草案を検討することに対して、各国の基準設定者は不信を抱いているようである。オーデルハイデは、「いくつかのEU諸国において、このフォーラムは第4号EG指令および第7号EG指令を内容的に変更し、実際には各国の基準設定者、法的には内閣が保持している権限を委員会に与える方向への第1歩を示しているのではないかということを中心に心配している。」<sup>24)</sup>とこのような状況を述べている。しかし結果はどうであれ、EU委員会が、このような諮問委員会をとおしてこれらのテーマを取り扱うことは必要であると思われる。

本節の終わりに、このようなEUにおける展開をふまえた国際的な基準設定者の関係を図に示すとつぎの図1のように示される<sup>25)</sup>。

#### Ⅳ ドイツにおける今後の展開方向に関する議論

これまで、特に倉田〔1994〕および本稿第Ⅱ節でみてきたように、ドイツの会計基準と英米系の会計基準やIASCの会計基準とはかなり異なる点がある。そのため、会計基準の国際的調和化の議論のなかで、ドイツ会計はどのような方向に展開するべきか、というテーマに関して様々な議論が展開されている。倉田〔1994〕では、第4号EG指令および第7号EG指令の調

24) オーデルハイデ〔1994〕S. 17.

25) オーデルハイデ〔1994〕S. 28.



和で十分であるという意見（ビーナー [1993]、プローブスト [1992]、キューティンク [1993]、シュルフ [1993]）が多いながら、利害関係者の専門委員会による任意の基準作成をも今後の考慮の対象とする議論（シュルフ [1993]）や段階的調和化を主張する議論（オッテ [1990]）、さらに積極的に世界的に受入れられた会計原則およびディスクロージャー（WAPAD）の展開を主張する議論（リーナー [1992]）を紹介した。そこでは、基本的には、EUにおける調和化で十分であるという意見が多い中で、特にシュルフやオッテやリーナーの議論にみられるように、かなり英米の議論を意識した議論もみられることを指摘した。

本稿では、その後にドイツにおける今後の展開方向について議論されているいくつかの論文のなかから、最も保守的に個別財務諸表におけるIASの基準の導入の困難性を主張しているシルトバッハ（Schildbach, Thomas）[1994]の議論、「配当禁止」による利益の2段階表示により調整を行うとするクルムノウ（Krumnow, Jürgen）[1994]の議論、段階的調和化を主張するブッセフオンコルベ（Busse von Colbe, Walther）[1995]の議論、連結財務諸表を中心として国際的調和をめざすオーデルハイデ [1994]の議論を簡潔に紹介しながら、今後の展開方向を考えることにしたい。

シルトバッハは、「国際的な会計基準をドイツの個別決算書にも？」[1994]と題する論文において、「IASCによって作成された英米の伝統をもつ会計基準が、緩和されることなく直接国内の立法者を通して、少なくともヨーロッパにとって拘束力があるように述べられている。ドイツと英米的財務諸表作成伝統とは特に大きな対立があるので、このことは、特にドイツが考え直す必要に迫られる。」<sup>26)</sup>という問題意識のもとに、現在努力されている会計の調和化のための処理は正当か、特徴づけられた基準を貸借対照表の機能の観点から判断する、という問題について個別決算書の観点から、つぎの2つの点について検討している<sup>27)</sup>。

- (1) 明示的な選択権を制限するための努力
- (2) 貸借対照表計上義務の拡張並びに実現原則の緩和による年度決算書の「動態化」のための努力

はじめに(1)の選択権の制限についてみると、IASCはE32「財務諸表の比較可能性」以来、選択権を制限するという方針で検討をすすめ、ますますドイツの会計基準と異なる基準がIASの基準となる可能性が高まり、ドイツ会計の選択権の多さが会計基準の調和化のための一つの障害になってきている。この選択権の制限に関して、つぎの点について批判している。まず、

---

26) シルトバッハ [1994] S. 701f.

27) Vgl. シルトバッハ [1994] S. 702f.

シルトバッハは、ここで英米的な会計基準であるとして検討している、開発費の資産計上、工事進行基準による収益認識、為替相場変動時の為替差損益認識というような問題を年度決算書の「動態化」(Dynamisierung)と呼んでいることは興味深い。本稿では直接取り上げることはできないので、また別稿で検討することにした。

「……明示的に選択権を制限することは、正当性や客観性について錯覚（イリュージョン）を生み出すことになり、これは決して正当化されない。」<sup>28)</sup>と批判し、さらに、「経験的会計研究は、選択権制限の有効性も同じく相対化している。経験的研究のすべての問題設定のもとで、多くの異なる分析の結果は、市場はさまざまな貸借対照表作成方法と評価方法の影響を中和化し、したがって一般に周知のように、明示的に選択権を取り除くことは、資本市場の情報を顧慮して必要ではないことを示している。」<sup>29)</sup>と述べて、実証的研究によっても、市場はさまざまな選択権の影響を見通すため、選択権の制限は必要ないことを指摘している。

つぎに、(2)の貸借対照表計上義務の拡張と実現原則の緩和の問題について、開発費の資産計上、長期請負工事における工事進行基準による利益実現、外貨項目の価値変動の相場変動期間での実現という三つの問題について検討している。シルトバッハは、慎重性と客観性を重視する伝統的ドイツ会計の立場から、開発費の資産計上について、資産計上に主観性が入ることを問題とし、また工事進行基準による利益実現について、工事が完成する前に利益を分配することは慎重性の上で問題があるとしている<sup>30)</sup>。

そして、このように会計基準の国際的調和化の際の問題とされる選択権の制限と貸借対照表計上義務の拡張と実現原則の緩和について批判的に議論し、結論として、少し長くなるが引用するとつぎのように述べている。

「会計の調和化は不可能である。……様々な法の領域——たとえば商法と税法——は互いに結びついているので、選択権を制限する議論は、商法上の会計規定の調和化だけでは不十分である。かりにこの問題を取り除いたとしても、ヨーロッパ諸国における同一で詳細な法の規定は、異なる商事貸借対照表になる。法が一致したとしても、せいぜい長期的にはそれぞれの規定は膨大な専門文献に基づいて、ある国では緩く、また他の国では綿密に実行されるか、あるいは債権者保護や株主保護は契約上の合意に委ねられているので、ある国では分配測定機能が、また他の国では情報機能が中心となる、というようにいくらか変わるくらいであろう。他の市場に上場するために、企業が副次計算として自由に他の会計慣習を受け入れることは、この見解と矛盾しない。なぜなら、自己の利害において受け入れることは、関係者の意思に反して異なる他の慣習を遂行しようという努力によるからである。

今特徴づけた厳密な意味において、会計の調和化は努力する価値はない。小さな共同体と同じように大きな共同体においても、人間の共同作業は、最低限それぞれの他の人の独立性についての寛容と理解を前提としている。会計の領域においても、相手が異なる価値観を押しつけようとすることは、——歴史が他の例で容易に示しているように——協力関係を損ない、不必要な抵抗を引き起こすであろう。

28) シルトバッハ [1994] S. 705.

29) シルトバッハ [1994] S. 705.

30) Vgl. シルトバッハ [1994] S. 710ff.

IASCによって努力されてきた、年度決算書による外部者への情報目的を達成するために、厳密な調和化は必要ない。国による貸借対照表作成伝統の実際上の独立性は、情報という観点のもとでも、経済的に唯一適切な比較可能な情報内容への要請を妨害するものではない。]<sup>31)</sup>

このように述べているシルトバッハの論述は、個別決算書へのIASの受入れの問題を取り扱っている点に注意する必要があるが、ドイツの会計規定が、他の英米系諸国の会計基準と異なっている現実に直面して、何らかの形である程度の他の基準も受入れ、調和化の方向を探究するという議論が大勢のなかで、頑固にドイツ会計の伝統を守ろうという数少ない議論である。しかしその議論の中で、形の上で調和化しても実際の各国の基準およびその運用では異なるであろうこと（すでに、EG指令の調和化で実証済）、また一方的に英米系の会計基準を押しつけられることへの抵抗は理解できる。

つぎに、クルムノウ〔1994〕の「ドイツ会計はオフサイドへ？ 暫定的に終了したEG調和化への展望」と題する論文について、みることにしよう。クルムノウは、「ドイツ会計規定および公表規定は、その言明能力に関して国際的に常に議論が行われている。EG調和化においてさえ、ドイツは明らかにすべての外国の会計理論家やアナリストを満足させるようには、重大な『財務諸表法の変革』をしなかった。……慎重性原則や債権者保護によって特徴づけられる要請はほとんどなく、むしろ市場価値や投資者の利害を指向した会計が声高に叫ばれている。』<sup>32)</sup>と述べ、EUにおける調和でさえ、他国の人々を満足させていないことを認識している。そして、「ドイツ商法におけるGoBは、まず第一に利益計算原則であり、その歴史的脈絡から、債権者保護を指向する。EG調和化についてのドイツの態度は、早計に入れ替わることを意図するものではない。むしろ上位の目的は、財務諸表作成のために最低限の基準を見いだすことである。……会社法上の自己理解の表現としてのドイツ会計は、国際的にはオフサイドにあるが、時代遅れのものではない。たしかに、経済界が密接に関連するにつれて、さまざまな会計規定や公表規定をこえた真の調和化が今も緊急な問題である。国際的な調和化のための展望は、両方の財務諸表世界の長所をまとめることにある。』<sup>33)</sup>と述べて、ドイツの立場を強調している。そして、会計基準の国際的調和化にむけての妥協策として、「われわれは、将来、市場価値による財務諸表作成をますます受入れなければならないであろう。これらは、決して慎重性の原則に矛盾するものではない。たしかに、利益は実際に実現した場合にのみ分配されるはずである。『配当禁止』は、よりよい透明性にも、債権者保護にも考慮される用具である。』<sup>34)</sup>と述べているように、英米系の会計基準を受け入れた場合、利益の金額が大きくなることを予想し、分配できる利益は利益のうち実現したものに限ることにより、逆にいえば配当できない

---

31) シルトバッハ〔1994〕S. 720f.

32) クルムノウ〔1994〕S. 681f.

33) クルムノウ〔1994〕S. 697f.

34) クルムノウ〔1994〕S. 698.

部分を「配当禁止」とすることにより、調整しようと考えているとみることができる。

つぎに、ブッセフォンコルベの「ドイツ企業の会計の国際的調和化に向けての会計目的と評価」〔1995〕と題する論文における見解をみることにする。はじめに、ブッセフォンコルベは、「ドイツや他のヨーロッパ大陸諸国は英米的会計システムをここ10年のうちに着なければいけないのか。あるいは、われわれの法的、社会—経済的環境条件を考慮して守るかいのあるドイツ会計の要素はないのか。いいかえると、どのような規則が、会計目的を顧慮して批判的分析に持ちこたえられないのか。それゆえ、『国際的』と称される英米的規則を適用するように変えなくてはならないのか。適用プロセスは『社会契約上』どのように形成されうのか。』<sup>35)</sup> という問題意識のもとで、つぎのような、段階的調和化論を展開している<sup>36)</sup>。

- (1) 資本市場のグローバル化等により外部会計は新たに動態的 (Dynamik) に発展し、公開の利害はますます増加している。
- (2) 会計目的——会計責任、利益計算、課税、情報伝達——は、一部は互いに矛盾している。債権者保護や広義の慎重性原則のもとで、ドイツにおいて伝統的な利益計算と課税の優位は、これまでの展開傾向ゆえに問題となる。
- (3) 情報の改良を目的として、企業形態や情報手段により区別して処理する。
- (4) 年度決算書への追加情報 (特にキャッシュフロー計算書、セグメント情報等) の任意の公表。強制的なドイツ規定は、他の国際的規則に従うことを妨げている。
- (5) より詳細な決算情報による投資者保護は、上場企業および開示法によるその他の大企業についてのみ確立すべきか否か吟味しなければならない。

改革は、まず第7号E G指令の範囲での連結決算書に限られる。

- (6) 分配も連結決算書に基づき、税法が連結決算を指向すると推測される。
- (7) その後基準性を取り除くこと、個別決算書規定を国際的展開に適用させることが吟味される。債権者の利害は、より多くの配当禁止によって保証され、情報機能と分配可能利益の算定は部分的には区分される。
- (8) 貸借対照表政策や税法上の考慮にあまり影響を受けない年度決算書は、情報価値を高めるばかりでなく、忠実な会計責任報告にも役立ち、経営者のためのインセンティブシステムとしても利用しうる。国際的に認められた正規の簿記の諸原則 (internationally anerkannte GoB) が展開されるべきである。

このように、ディスクロージャーの重要性の増大と経営者指向的なドイツ会計規定という現状を認識したあとで、企業の任意な追加情報の開示→第7号E G指令のもとでの大企業の連結決算書の調和化→連結決算書に基づく課税→基準性原則の排除→個別決算書の国際化→配当禁止による債権者保護→国際的に認められた正規の簿記の諸原則の展開、というように段階的な

35) ブッセフォンコルベ〔1995〕S. 223.

36) Vgl. ブッセフォンコルベ〔1995〕S. 236ff.

調和化を提唱している<sup>37)</sup>。現状は(4)~(5)の段階にあると思われるが、とりあえず大企業における連結決算における調和化をめざすという、今後の方向づけを示す一つの議論であると思われる。

最後に、ブッセフォンコルベの議論でも触れたが、連結決算書における会計基準の国際的調和化を積極的に提唱する、オーデルハイデの「E G財務諸表指令とドイツ連結決算書の今後の展開の必然性と諸問題」〔1994〕と題する論文についてみることにする。

はじめに、オーデルハイデは、「F A SやI A Sは、財務諸表指令を実行する際に、これまでよりも多くの意味を得るという点に、明白な展開の可能性があるとみている。企業経営の目標数値よりも、企業の市場価値が大きな意味を持つ結果として、大企業の経営は、以前よりもますます資本市場を指向する。このことは、ドイツの大企業にとっても、国際企業としての自覚が増すにつれて、大きな外国資本市場の慣習を指向することを意味する。……E U委員会の会計勧告フォーラムの仕事により、I A Sはしばしば議論の出発点になっている。」<sup>38)</sup>と述べて、E G財務諸表指令を実行する際にF A SとI A Sのもつ意味がますます強くなる傾向にあることを指摘している。

また、会計基準の国際的調和化は何によって推進されるか、という点に関して、「実際の展開の推進力は、個人でも企業でも、またF A S B, I A S C, F E E, E U委員会のような個々の組織でもない。

- ・財務諸表の国際的な比較可能性がないことにより、資本市場で財務分析の資本コストがかなり高くなる。
- ・資本の国際的な配分がかなり害される。

ということが、あてはまる場合に、財務仲介者とその顧客、すなわち国際企業の競争に基づき、企業会計の調和化への著しい誘因がある。」<sup>39)</sup>と述べて、単に、企業や個人や会計ルールを作る国際的な機関ではなく、外部の利害関係者の意思により調和化への誘因があるという点を指摘している点は重要であると思われる。

そして現状では、「はっきりと投資意思決定のための情報の適切性という目的を顧慮して展開され、できるだけ資本所有者の分配要求にも応じようとする資本市場の情報要求に従うF A SあるいはI A Sと、ヨーロッパ大陸的な貸借対照表作成規定はあまり適合しない。」<sup>40)</sup>ということから、つぎに、連結決算書における、会計基準の国際的調和化についてつぎのように述べている。「個別決算書における貸借対照表計上と評価は、支払測定（債権者保護、税務上の利

37) たとえば、連結決算書に基づく課税の問題について、ボルグクレップフェ〔1995〕、ドイツにおける基準性原則について倉田〔1995〕、国際的に認められた正規の簿記の諸原則についてはリーナー〔1992〕をそれぞれ参照。

38) オーデルハイデ〔1994〕S. 31f.

39) オーデルハイデ〔1994〕S. 33.

40) オーデルハイデ〔1994〕S. 32.

益計算の基礎)を指向し、連結決算書には、少なくともこれまでは法的にはもっぱら情報機能が属しているので、少なくとも現在連結決算書についてのみ公表を考慮することができる。国際的に受入れられた規範に従った財務諸表作成への道を開くかぎは、商法第300条2項と第308条である。この規定は、目下のところドイツの親会社の連結決算書を個別決算書にとって有効な貸借対照表作成規定と結びつけている。もし、商法第246～289条の貸借対照表作成規定を変えようとしなければ、個別決算書が他の課題に基づくことを防ぐためにつぎの可能性はある。

- ・もっぱら連結決算書にだけ有効な、貸借対照表計上規定と評価規定をはっきりと別にする。
- ・すでに存在する貸借対照表作成規則のシステム(他の諸国、国際的な組織)を参照する。<sup>41)</sup>

このように、個別決算書の規定は英米系の会計基準と適合しないが、ドイツにおいても連結決算書には、法的にももっぱら情報機能が考慮されているので、商法第300条2項と第308条を利用して、連結決算書による会計基準の調和化の可能性を議論している。

つまり、商法第300条2項「①連結決算書組み入れ企業の資産、負債及び計算限定項目並びに収益及び費用は、当該企業の年度決算書に計上されているか否かを問わず、親会社の法により貸借対照表計上禁止又は貸借対照表計上選択権が存する場合を除き、これを完全に収めなければならない。②親会社の法により認められる貸借対照表計上選択権は、連結決算書組み入れ企業の年度決算書において行使されたか否かを問わず、連結決算書においてこれを行行使することができる。」および、第308条1項「①第300条2項により連結決算書に受け継ぐ連結決算書組み入れ企業の資産及び負債は、親会社の年度決算書に適用される評価方法に従ってこれを統一的に評価しなければならない。②親会社の法により認められる評価選択権は、連結決算書組み入れ企業の年度決算書において行使されたか否かを問わず、連結決算書においてこれを行行使することができる。③親会社の年度決算書に適用した評価方法からの離反は、連結附属説明書にその旨を記載し、且つその理由を挙げなければならない。」<sup>42)</sup>という規定に基づき、親会社の法により認められるかぎり、連結決算書における評価選択権の使用が個別決算書で用いた選択権と異なることができる、という規定を利用して、個別決算書では債権者保護や課税を意識した会計処理を、そして連結決算書では情報提供を意識した、英米系の会計基準やIASに基づく会計処理を行うことの可能性を示している。

そして、「ドイツの連結決算書は他の加盟国の貸借対照表作成方法についてのみではなく、原則としてEG第4号指令のすべての貸借対照表計上規定と評価規定に開かれている(自由なEU決算書を選択権)、ということを考えなくては行けない。……ドイツの連結決算書は、かなりの程度EG指令の今後の展開や国際的に顕著な規範にも依存していることを意味する。他のEU諸国の意思決定に全く依存しているわけではないが、EG指令の今後の展開は、国際的

41) オーデルハイデ [1994] S. 36.

42) 商法の条文の翻訳に際して、黒田 [1993] を参照した。また、第308条2項以下も関連するが、表記の上で省略した。

組織と調和して積極的に支持されていくことになる。展開が、本質的に国際的な競争力に基づいて先に追い立てられるとしても、これに抵抗することは、不必要なエネルギーを浪費することになる。拒否することはオフサイドに行くことになる。』<sup>43)</sup>と述べて、連結決算書による国際的調和化には必然性があり、もはやこれを拒否することはできない状況にあることを強調している。

これまでみてきたように、ドイツにおける会計基準の国際的調和化に関する議論は盛んであるが、本稿で主に取り上げた4人の論者の論調もかなり異なっている。最も保守的にドイツの会計伝統を主張し、個別決算書における調和を不必要なものとするシルトバッハの見解、もし英米的な会計基準を受入れた場合に、利益の「配当禁止」部分を特定することにより対応しようとするクルムノウの見解、企業の任意な追加情報の開示から国際的に認められたG o Bの展開まで、個別決算書の国際化を含んだ本格的な段階的調和化を主張するブッセフォンコルペの見解、現行の商法規定とEG指令に基づき連結決算書にかぎり国際的調和化をめざすオーデルハイデの見解というようにそれぞれの議論は別れている。

このようにみると、個別決算書の調和化は、税法との関係もあり、かなり抵抗があるものと思われるが、国際的に活動している企業にとって、海外での資金調達のために何らかの国際的に通用する会計基準を必要とし、とりあえず連結決算書における調和化の可能性を探究することが考えられる。また、実際に、企業が何らかのドイツ基準以外の基準に準拠した連結決算書を公表する動きがみられる。こうした実際の企業の動きにともない、新たな会計問題が明らかになっている。次節ではこうした実際の企業の動向を中心にドイツの会計問題を考察することにした。

## V ドイツ国際企業における国際会計基準によるディスクロージャーの動向

これまでみてきたように、ドイツにおいて会計基準の国際的調和化に関する議論が近年特に多く展開される背後には、実際にドイツの国際企業における会計活動があると思われる。「I はじめに」のところでも紹介した新聞記事にもあるように、ドイツ企業の国際的な基準に準拠した連結決算書の公表が行われるようになってきている。本稿では、特に話題になっているバイエルとシェーリングのIASに準拠した連結決算書の公表をニーフス(Niehus, Rudolf J.)の「バイエル社とシェーリング社の1994年度連結決算書における『国際化』について」〔1995〕およびバイエル社の1994年度『有価証券報告書』(証券取引法第24条第一項に基づき日本の証券取引所に提出されたもの)により、その内容を吟味し、つぎにベンツが1992年度の財務諸表から公表しているSEC基準に準拠した連結決算書の問題について、ピーナーの書簡〔1995〕に

43) オーデルハイデ〔1994〕S. 37.

基づいて検討することにしたい。

はじめに、ニーフスは、現状について、「EGにおける会計の調和化は（これまですべての場合について）不十分である。第7号EG指令にしたがった会計により、連結決算書について何ら国際的な受容が得られなかった。……商法第292条に表される「解放された」互惠主義の要求は美しい夢である。」<sup>44)</sup>というように、EG指令における現在の調和は不十分であると認識し、このような状況のなかで、バイエルとシェーリングの二社はベンツとは異なる道を選んだとみている。つまり、ベンツはニューヨーク証券取引所に上場するにあたり、当然のことながらSECが要求する、SECに準拠した連結決算書をドイツ基準で作成した連結決算書とは別のものとして提出した。これをニーフスは並列（二本立）決算書（Parallelabschluss）と呼んでいる<sup>45)</sup>。「これまでのところ、確定している決算書をみるかぎり、他のドイツの大企業はこの道に従わなかった。」<sup>46)</sup>と述べているように、いまのところSEC基準で連結決算書を開示しているのはベンツ一社である。バイエルとシェーリングの二社は、ベンツとは異なり、「個別決算書から切り離し、HGBの規定にもIASCの規定にも一致する連結決算書、すなわち『二重の』連結決算書（dualen Konzernabschluss）を提出した」<sup>47)</sup>。すなわち、一つの連結決算書でIAS基準もHGB基準も満たす連結決算書を公表した。

これは、「……個別決算書とは明らかに異なり、すなわち別の性質であり、付加的にしる法において全く示されていない情報伝達手段としてのHGB連結決算書目的の概念がIASにしたがった連結計算の目的、すなわち「意思決定有用性」と「対応原則」の理論と整合するの否か、を決定しなければならない。……この問題に答える際に、HGBにもIASにも一致した『二重の』連結決算書を作成する可能性が生まれる。」<sup>48)</sup>というように、ドイツの商法規定における連結決算書の目的がIASの基準に準拠しても認められるか、ということが一つの解決の方向として考えられるようになり、バイエルとシェーリングはこれを利用し、HGBにもIASにも準拠した連結決算書を公表するという方向を選んだものと思われる。このことは、もちろん法務省の官僚で、IOSCOドイツ代表であるビーナー（Biener, Herbert）が、「もし、IOSCOがIASにしたがうという勧告を行えば、国際的に活動している企業の連結決算書を制限することになるであろう。この条件のもとでは、保守主義という形での慎重性原則と矛盾するけれども、IASに準拠した連結決算書がまんする（tolerate）ことは可能であると思われる。」<sup>49)</sup>と述べて、この可能性を容認していることが大きいと思われる。

つぎに、バイエルとシェーリングの「国際的」連結決算書の中身についてみると、もちろん、

44) ニーフス [1995] S. 937.

45) Vgl. ニーフス [1995] S. 937.

46) ニーフス [1995] S. 937.

47) ニーフス [1995] S. 937.

48) ニーフス [1995] S. 938.

49) ビーナー書簡 [1995] S. 6.



両社は「国際化」は連結決算書に限っているが、たとえば、バイエルは、慎重性の原則と実現原則はさらに考慮するが、ドイツ法との一致は、現存の貸借対照表計上選択権と評価選択権を用いることにより達成されるとしている<sup>50)</sup>。また、「両システムの相違はわずかである、ということとは両社において特に強調され、そのように行うために重要な意味がある。」<sup>51)</sup>というように、HGB基準とIAS基準との相違があまり重要ではないとみている。バイエルが示した概念上の相違としてつぎのように示している<sup>52)</sup>。

—新規に資産化した資産に関する税法上の減価償却費と 定額法による減価償却費の相違	236百万DM
—仕掛品および製品についての評価方法の変更	179
—税法上の特別項目の戻入	55
—外貨換算方法の変更	63
—退職年金債務の再評価	-696
—退職年金債務および類似給付契約債務に対する再評価	160
—繰延税金	33
	30

これをみてわかるように、結果としては相殺されて相違は3千万ドイツマルクであるが、個々の資産の評価については利益にプラスの要素をもたらし、また「退職年金債務」についてマイナスの要素をもたらしていることがわかる。

つぎに、ニーフスは両社の会計処理の相違として、高齢者援護のための債務、外貨換算を挙げている。高齢者援護のための債務について、両社とも年金債務を遡及的に部分価値法に従って「国際的」に一般的な予測単位給付積増方式 (Anwartschaftsbarverfahren, Projected Unit Credit Method) に取り替えたが、バイエルの場合、その影響額 (9千6百万DM) は全額経営損益に、シェーリングの場合影響額 (1億1百万DM) は、特別損益とされた<sup>53)</sup>。「営業報告書の読者が利用できる情報では、成果計算において同じ事実について異なる取り扱いをしていることについて判断することができない。」<sup>54)</sup>と両社により扱いが異なる点を批判している。

また、外貨換算について、「バイエルは海外の連結子会社の決算書の換算は、1994年からもはや利益に中立的な時間関連法ではなく、IAS 21「外国為替レートの変動の影響」(すなわち、機能通貨概念にしたがって)行われていることを強調している。遡及的な4億1千9百万DMの差異は、1994. 1. 1. に自己資本から控除し、経過期間についての影響 (6千3百万D

50) Vgl. ニーフス [1995] S. 938.

51) ニーフス [1995] S. 938.

52) ニーフス [1995] S. 938. 以下、前記『有価証券報告書』の表記を参考にしてている。

53) Vgl. ニーフス [1995] S. 939.

54) ニーフス [1995] S. 939.

M) は経常損益として処理した。シェーリングの場合、DMがコンツェルンの機能通貨であるので、機能通貨概念は何ら実質的な処理を必要としない。したがって固定資産（貸出を除く）と減価償却費は、取得の時に有効な相場（歴史的相場）で、他の財産対象物と負債は貸借対照表日の平均相場で評価される。為替差損益は、シェーリングは成果作用的に取扱う。』<sup>55)</sup>と述べて両社の相違を指摘している。

さらに、ニーフスは費用性引当金について、商法第249条1項3と2項に従った費用性引当金は、IASでは負債と扱われないので認められない点を指摘し、将来問題になる可能性を指摘している<sup>56)</sup>。

つぎに、連結決算書の監査人の監査証明について、「会計報告を個別決算書から分離したために、当然、監査証明書は個別決算書と連結決算書を統合するという、法律上設定された可能性は要求しえなくなる。証明書は連結決算書について区別して作成され、つぎの言葉が（両社とも同じ言葉で）付け加わる。『私どもの意見では、連結決算書は注記に記載されている追加情報を含めて、国際会計基準委員会発布の基準にも準拠している。』<sup>57)</sup>というように、IASに準拠しているということについては、追加的に監査証明をしていると述べている。

このようにみえてきたバイエルとシェーリングの連結決算書の作成について、たとえばフランスの大企業100のうち23がIAS基準に準拠した連結決算書を提出していることから、ヨーロッパではそれほどめずらしくないが、ドイツにおける意義をつぎのように総括している<sup>58)</sup>。

- ① 連結決算書の国際的承認が問題である時に、ヨーロッパの調和化のプロセスはドイツの「Global Player」にこれまで援助してこなかった。
- ② 考えられる打開策は、IASに求められる。
- ③ 1985年新商法の基礎にある各国の連結会計の相互承認は、最終的にあきらめなければならない。
- ④ ドイツ会計の国際的承認を得ようとするならば、連結決算書に集中しなければならない。連結に特有のG o Bの解釈が助けとなる。税務貸借対照表に対する商法上の個別決算書の基準性原則の強い結びつきが包括的に解決されるかもしれないという希望は非現実的であると思われる。

このように両社の連結決算書は、HGBによる連結決算を主に、IAS基準との相違をバイエルの場合附属明細書に示し、また監査証明書も追加的に証明しているものであり、最低限の開示しかしていないし、しかもシェアリングの場合はバイエルよりも簡素な表示であるという点で、多少問題を残していると思われるが、今後の開示がどのような方向に展開されていくのか

55) ニーフス [1995] S. 939.

56) Vgl. ニーフス [1995] S. 939.

57) ニーフス [1995] S. 938.

58) ニーフス [1995] S. 940.

表2 ベンツ社の1992年度～1994年度における  
純利益、株主持分の変化 (百万DM)

		ドイツ GAAP	アメリカ GAAP
1992	純利益	1,451	1,402
	株主持分	19,719	27,604
1993	純利益	615	(1,839)
	株主持分	18,145	26,281
1994	純利益	895	1,052
	株主持分	20,251	29,435

興味深い。

つぎに、ピーナーの書簡〔1995〕に基づき、1993年10月3日にニューヨーク証券取引所に上場したベンツの事例をみることにする。ベンツの場合のドイツ基準とアメリカ基準との二つの連結決算書を開示しているが、この両基準の相違について、見積留保利益—引当金、積立金、評価の相違、長期契約、のれんと企業買収、企業譲渡、年金と他の退職後給付、外貨換算、金融商品、他の評価相違、繰延税金を挙げている<sup>59)</sup>。

そして、この相違が最も顕著に現れるものとして、3年分の連結純利益と株主持分を示すとつぎの表2のように示される(括弧は赤字)<sup>60)</sup>。

そして、ピーナーはこの表から、「ドイツ会計は、極端な保守主義であるために、通常アメリカGAAPのもとでの利益は、ドイツGAAPのもとでの利益よりも多いと期待されるであろう。上記の状況は、特に1993年に逆の状況を示している。通常の活動において生じた損失は、ドイツの決算書においては秘密積立金を用いて、より利益を多くすることにより相殺される。加えて、主に見積留保利益、のれん、金融商品により、ドイツGAAPのもとで報告された株主持分は、アメリカGAAPに調整した時に、著しく増加した。」<sup>61)</sup>と分析している。このことからわかるように、単純に純利益の数値だけみると、3年分の合計では明らかにドイツ基準で計算された利益のほうが多く、また1993年度ではドイツ基準では黒字であるがアメリカ基準では赤字になっているが、このことにより、ドイツ基準のほうが保守的な処理でないとはできない。なぜなら、株主持分をみればわかるように、アメリカ基準ではドイツ基準の約1.5倍あり、これはいわゆるドイツ基準による秘密積立金の設定がアメリカ基準では認められず株主持分に計上されているため、業績が悪い期間に秘密積立金の取り崩しにより黒字を計上することができないことを示している。この例は、企業維持ないし利益の安定的計上の上ではドイツ基準が優れていることがわかるが、企業の業績表示の上ではアメリカ基準のほうが優れてい

59) ピーナー〔1995〕S. 5.

60) ピーナー〔1995〕S. 6.

61) ピーナー〔1995〕S. 6.

ることを端的に示していると思われる。また、保守的な処理というのは通常、資産の過小計上、負債の過大計上につながる処理を示すが、ドイツの会計基準の場合、先のバイエルの場合からわかるように、アメリカ基準と比べて負債の計上範囲が異なる点が挙げられ、いわば、資産も負債もアメリカ基準に比べて過小計上するという点にドイツの会計基準の特徴があると思われる。したがって、近年の年金債務の認識等負債の計上が多くなれば、必ずしも一面的にドイツ基準が保守的な基準であるとはいえないと思われる。

そしてピーナーは、このベンツの二つの連結決算書作成について、「このような情報は、投資者にも債権者にも有用ではない。なぜなら、どの数字を信用すべきかを決定するのが困難だからである。」<sup>62)</sup>と述べて批判している。そして、「世界的規模で活動するドイツのコングロマリットのために、ドイツ政府は相互に受入れられる国際的な会計基準と開示基準に関して合意に達するというIOSCOとIASCとの宣言された目的を支持する。……近い将来、すべての相違を解決することが不可能であるならば、少なくとも合意を得た基準の受容を拒むべきではない。……このようなstep-by-stepアプローチは、all-or-nothing概念よりも有用であろうと思われる。」<sup>63)</sup>と述べているところから、バイエルやシェーリングにみられるような、IAS基準を積極的に支持し、IAS基準に基づく連結決算書による国際的調和化をめざす方向が明らかになっていると思われる。

## VI おわりに

これまでみてきたように、ドイツの会計基準と英米系の会計基準との相違について、慎重性原則の取り扱いの相違に基づき、主に利益の実現に関する問題（金融資産の時価評価、長期請負工事における工事進行基準の採用、外貨項目の為替相場変動時の損益算入等）と対応原則による費用の資産計上の問題（開発費の資産計上、自家建設資産の他人資本利子資産計上等）というように、利益計算と資産の評価に影響を及ぼす問題、しかも個別にみれば、ドイツ基準から英米系の会計基準へ変更することにより期間利益の増大ないし、資産評価額の増大に結びつく問題が注目されているように思われる。もちろん、HGB第249条2項の引当金のように、その負債計上が英米系の会計基準では認められない項目もあるが、バイエル社の連結決算書でもみたように年金負債の概念が大きく異なり、この点ではドイツ会計基準の方がアメリカ基準に比べて負債の過小計上になっている<sup>64)</sup>。全体としては、ドイツ基準は一般にいわれるような単純に保守的な経理というよりは、資産も負債もアメリカ基準に比べて過小計上することによ

62) ピーナー [1995] S. 6.

63) ピーナー [1995] S. 6f.

64) この点について、ピーナーは、医療費給付のための義務や環境引当金に言及し、「近年、アメリカにおいて以前よりも消極側が非常に強く強調されている……」([1994] S. 134.)と述べて、負債の評価に関して、アメリカにおいてすでに多くの議論があることを認識している。

り、いわば両方ともオフ・バランスすることにより、年度利益の計算に当たって安定した利益を計上するという意味で保守的な処理をしているということができるとされる。特に、ドイツ基準から英米系の基準に変更した時点で大きく変化し、その後は英米系の基準の方が企業の業績の変化の影響を直接的に表示する、という特徴があることが明らかになった。

また、EUによる調和化も直接的な指令はこれまでの指令が適用出来ない業種や領域へのものが中心であり、新しい大きな問題は、直接各国の基準設定者に拘束力のないEGフォーラム（会計勧告フォーラム）が中心になって検討していることが明らかである。たとえばビーナーが、「EU委員会は、SECからEUの財務諸表の相互承認を得ることに失敗した。……IOSCOが成功するならば、さらにEU内の会計規制の調和化することは不必要である。」<sup>65)</sup>と述べているように、これまで、強制的に会計基準の調和化を実行しようとしたEG指令により、形式的には調和化が実施されたが、現在、とてもドイツの会計基準とイギリスの会計基準が似ているとは思われない現状をみても、EG指令による個別決算書を前提とした調和化に対して、ドイツの消極的な姿勢が感じられる。

また、会計基準の国際的調和化の波のなかでドイツの会計基準の対応について、個別決算書の調和化についてかなり強固に反対する見解から、段階的に調和化を受け入れる見解まで多様であるが、個別決算書の規定の変更をともなう調和化は難しいという現状から、とりあえず、連結決算書において、IAS基準に基づく調和化をめざしているという点ではかなり共通のコンセンサスがあると思われる。このことから、ドイツの国際的に活動する企業は、ベンツのような二つの連結決算書を公表するという方向ではなく、ドイツ基準で作成した連結決算書をもとに、IAS基準にしたがって調整した一つの連結決算書を公表することで国際的な資本市場での資金調達を可能にするという方向をめざしていると思われる。

本稿では以上の点を明らかにしてきたが、最後に、いくつかの問題点を挙げてむすびとしたい。はじめに、ドイツの方向づけは明らかであるが、ドイツ基準をもとにIAS基準で調整計算した連結決算書が、はたして国際資本市場で受け入れられるのか、が問題であると思われる。「はじめに」で述べたように、IOSCOはIASの会計基準が揃わないと全体の承認を行わないとしていることから、正式な承認はかなりさきになると思われることから、IAS基準で調整した連結決算書をアメリカの市場が受け入れるのかが明らかでないと思われる。つぎに、ドイツのバイエルとシェーリングの事例をみても、表示や考え方が多少異なり、今後何らかの方針作りが必要であると思われる。さらに今後の展開をみると、IAS基準を受け入れた連結決算書の個別決算書への遡及効果について、連結決算書にかぎるという見解<sup>66)</sup>から、おそらく個別決算書へも影響があるとみる見解<sup>67)</sup>まで様々であり、この点ではかなりはっきり意見が分

65) ビーナー [1995] S. 7.

66) たとえば、オーデルハイデ [1994] S. 38f. 参照。

67) たとえば、クルムノウ [1994] S. 697f. および、ブッセフォンコルベ [1995] S. 237 参照。

かれていることから、おそらくこれからも議論が続くことになると思われる。日本では、議論はかなり多く行われているが、日本企業のうち、ニューヨーク証券取引所に上場している企業は、大部分がSEC基準に基づく連結決算書を作成しているため、IASへの対応という点では、これまでみてきたようにドイツの方がやや先行しているように思われる。

(本稿は、日本会計研究学会特別委員会「会計フレームワークと会計基準」(平成6~7年度、安藤英義委員長)のメンバーとして、日本会計研究学会第54回大会(平成7年9月)における最終報告の作成過程における議論をもとに作成したものである。また、文部省科学研究費一般研究(A)(委員長:安藤英義)の研究成果の一部である。

本稿の作成にあたり、中央大学教授、元IASC議長白鳥栄一氏より、ビーナーの書簡(1995)等貴重な資料をいただきました。また、ドイツのパッサウ大学のシルトバッハ教授より、多くの貴重な資料をいただき、さらに多くのコメントをいただきました。ここに記して感謝します。)

#### [引用・参考文献]

- ビーナー [1993]: Biener, Herbert; Die Rechnungslegungsempfehlung des IASC und deren Auswirkungen auf die Rechnungslegung in Deutschland. *BFuP* S. 345-356, 1993. 4.
- ビーナー [1994]: Biener, Herbert; Wäre die Übernahme der allgemein anerkannten Rechnungslegungsgrundsätze der Vereinigten Staaten von Amerika nachteilig?. Hrsg. von Jörg Baetge, *Die deutsche Rechnungslegung vor dem Hintergrund internationaler Entwicklungen*. IDW-Verlag GmbH, Düsseldorf, S. 123-134. 1994.
- ビーナー書簡 [1995]: Biener, Herbert; The Prudence and Matching Principles as Obstacles to Harmonisation. 17 May 1995.
- ボルググレッツェ [1995]: Borggräfe, Joachim; Chancen and Risiken einer Konzernbesteuerung. *Die Wirtschaftsprüfung*, Heft 4-5, S. 129-140. 1995.
- ブッセフォンコルベ [1995]: Busse von Colbe, Walther; Rechnungslegungsziele und Ansätze zur internationalen Harmonisierung der Rechnungslegung deutscher Unternehmen. Hrsg. von Wolfgang Ballwieser, *US-amerikanische Rechnungslegung*. Schäffer-Poeschel Verlag, Stuttgart. 1995. S. 221-238.
- E32: International Accounting Standard Committee; Exposure Draft 32, *Comparability of Financial Statements: Proposed Amendments to International Standards 2, 5, 8, 11, 16, 17, 18, 19, 21, 22, 23, and 25*. 1989. 1.
- 国際会計基準委員会, 公開草案第32号『財務諸表の比較可能性』1989年1月。

I A S C フレームワーク : International Accounting Standard Committee ; *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989. 7.

国際会計基準委員会『財務諸表の作成表示に関する枠組み』1989年7月。

クレーバー [1993] : Kleber, Herbert ; *Amerikanische Rechnungslegungsgrundsätze : Vorbild für Europa?*. *BFuP*, S. 380-399, 1993. 4.

クレーバー [1994] : Kleber, Herbert ; *Unterschiede und Annäherungsmöglichkeiten deutscher und Amerikanischer/internationaler Rechnungslegung*. Hrsg. von Jörg Baetge, *Die deutsche Rechnungslegung vor dem Hintergrund internationaler Entwicklungen*. IDW-Verlag GmbH, Düsseldorf, 1994. S. 67-89.

クリーケンパー [1995] : Kleekämper, Heinz ; *IASC—Das Trojanische Pferd der SEC?* Hrsg. von Wolfgang Ballwieser, *US-amerikanische Rechnungslegung*. Schäffer-Poeschel Verlag, Stuttgart. 1995. S. 207-220.

クルムノウ [1994] : Krumnow, Jürgen ; *Die deutsche Rechnungslegung auf dem Weg ins Abseits? Ein Ausblick nach der vorläufig abgeschlossenen EG-Harmonisierung*. Hrsg. von Wolfgang Ballwieser et, al, *Bilanzrecht und Kapitalmarkt. Festschrift zum 65. Geburtstag von Prof. Dr. Dr. h. c. Dr. h. c. Adolf Moxter*, IDW-Verlag GmbH, Düsseldorf, 1994. S. 679-698.

キューティンク [1993] : Küting, Karlheinz ; *US-amerikanische und deutsche Bilanzierung im Vergleich—unter besonderer Berücksichtigung der Konzernrechnungslegung und des Daimler-Benz-Listing in New York*. *BFuP*, S. 357-379, 1993. 4.

リーナー [1992] : Liener, Gerhard ; *Internationale Unternehmen brauchen eine globalisierte Rechnungslegung*. *ZfB* 62Jg, S. 269-292, 1992.

ニーフス [1995] : Niehus, Rudolf J. ; *Zur "Internationalisierung" der Konzernabschlüsse 1994 der Bayer AG und der Schering AG*. *Der Betrieb*. 48Jg. Heft 19, 12. Mai 1995. S. 937-940.

オーデルハイデ [1994] : Ordelheide, Dieter ; *Notwendigkeiten und Probleme der Weiterentwicklung der EG-Bilanzrichtlinien und des deutschen Konzern abschlusßrechts*. Hrsg. von Jörg Baetge, *Die deutsche Rechnungslegung vor dem Hintergrund internationaler Entwicklungen*. IDW-Verlag GmbH, Düsseldorf, 1994. S. 11-39.

オッテ [1990] : Otte, Hans-Heinrich ; *Harmonisierte Europäische Rechnungslegung*. *zfbf* 42Jg, S. 505-525, 1990. 6.

- プローブスト [1992] : Probst, Herbert ; Mehr angloamerikanische Rechnungslegung in der EG durch geänderte Verfahren?. *BFuP*, S. 426-440, 1992. 5.
- シルトバッハ [1994] : Schildbach, Thomas ; Internationale Rechnungslegungsstandards auch für deutsche Einzelabschlüsse?. Hrsg. von Wolfgang Ballwieser et, al. *Bilanzrecht und Kapitalmarkt. Festschrift zum 65. Geburtstag von Prof. Dr. Dr. h. c. Dr. h. c. Adolf Moxter*. IDW-Verlag GmbH, Düsseldorf, 1994. S. 699-721.
- シュルフ [1993] : Schruff, Wienand ; Die internationale Vereinheitlichung der Rechnungslegung nach den Vorschlägen des IASC—Gefahr oder Chance für die deutsche Bilanzierung?—. *BFuP*, S. 400-426, 1993. 4.
- 倉田 [1994] : 倉田幸路稿「ドイツにおける会計基準の国際的調和化について」『立教経済学研究』第48巻第2号, 1994年10月。
- 倉田 [1995] : 倉田幸路稿「ドイツにおける基準性原則の新展開に関する一考察」『経営論集』明治大学, 第42巻第2～4合併号, 1995年3月。
- 黒田 [1993] : 黒田全紀編著『ドイツ財務会計の論点』同文館, 1993年7月。
- 豊田 [1995] : 豊田俊一稿「IOSCO東京総会特集 パネルディスカッション (No. 1) 多国間証券公募の効率性: 会計基準の国際的調和を如何に図っていくべきか」『JICPAジャーナル』No. 474, 1995年1月。
- 古川 [1995] : 古川勇人稿「証券監督者国際機構 (IOSCO)・WP1の概要と最近の動向について」『JICPAジャーナル』No. 475, 1995年2月。